

包括指示で使用する医薬品に関連した当院における 臨時的供給体制についての現状調査

門脇 侑子¹⁾，神山 知也¹⁾，岩城 晃一²⁾，
西川 かおり¹⁾，西川 須美子¹⁾，岡崎 彰仁¹⁾

加古川中央市民病院 1) 薬剤部 2) 医療安全推進室

要 旨

当院では医薬品供給にあたり、処方に基づく仕組みに加え、薬品請求伝票に基づく仕組みがある。後者では包括指示により使用された定数配置薬を定時集計して補充するが、それを補うために臨時薬品請求伝票を用いる臨時的供給体制を設けている。本調査では医療安全や業務効率の観点から、臨時薬品請求伝票による医薬品供給の現状を把握し、評価・改善につなげることを目的として、過去の一般病棟における臨時薬品請求伝票のデータを集計・分析した。

部署ごとの比較では、請求回数は月ごとで最多38回、同日中で最多6回であった。品目はいずれの月も定数配置薬にあたるものが98%以上を占めた。手書きされている臨時薬品請求伝票の中には請求内容が読み取りにくいものもみられた。定数配置薬の品目や数量、臨時薬品請求伝票の様式など、工夫する余地はあると推察された。

査システムによる機械的確認工程や薬剤師による人的確認工程が省かれる。そのため、アレルギーや併用可否、投与量、投与経路、病態への適否などの確認が煩雑となる可能性があり、対象患者に適さない投薬が実行される危険性を孕んでいる。したがって、医療安全の観点から包括指示の運用は慎重になされる必要がある^{1,2)}。また、臨時薬品請求伝票による医薬品供給は請求の都度、人的資源が割かれるという性質をもち、業務効率の観点から請求頻度は可能な限り少ないことが望ましいと言える。

目的

本調査では医療安全や業務効率の観点から、包括指示による医薬品供給にかかわる部署として、臨時薬品請求伝票による医薬品供給の現状を把握し、評価・改善につなげることを目的とした。

方法

2025年6月、9月、10月の3カ月における一般病棟からの臨時薬品請求伝票を対象とし、集計・分析を行った。2025年7月と8月は電子カルテシステム更新に伴い通常と異なる体制をとっていたため、対象期間から除外した。

回収した臨時薬品請求伝票について、請求日・請求回数・品目を部署ごとに集計した。

請求回数について、月ごとの比較、部署間の比較を行った。また、同部署・同日中の請求回数を調査した。

請求内容について、定数配置品目とそうでないものの割合を調査し、薬学的知見も含めた請求の妥当性などについて検討した。

Keyword

定数配置薬、包括指示、臨時薬品請求伝票

背景

医薬品供給において、当院では処方に基づくものが大半を占める一方で薬品請求伝票に基づくものがある。後者は疼痛時や不穏時等の包括指示で用いる医薬品を供給するものであり、原則として定数配置薬使用分を1日1回定時集計し各所へ補充するが、それを補う仕組みとして手書きの紙伝票（以下、臨時薬品請求伝票）を用いる臨時的供給体制を設けている。

包括指示による医薬品供給では必要な医薬品を迅速に投与できるという利点がある一方、処方に基づく場合に比べてカルテの監査システムおよび薬剤部門の監

表 1

	A 病棟	B 病棟	C 病棟	D 病棟	E 病棟	F 病棟	G 病棟	H 病棟	I 病棟	J 病棟	K 病棟	総数（件）
2025年10月	20	9	8	30	34	27	27	27	15	10	11	218
2025年 9 月	27	7	6	31	38	35	21	22	16	16	4	223
2025年 6 月	18	5	5	23	33	21	10	18	10	8	8	159

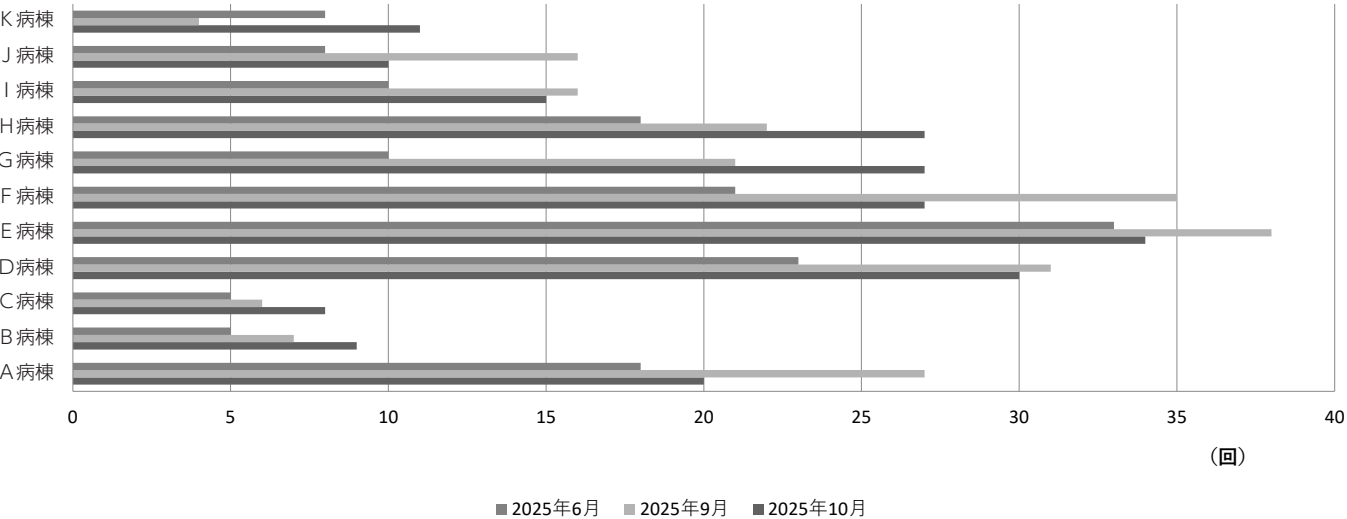


図 1：臨時薬品請求伝票を用いた医薬品の請求回数（月別）

表 2：払い出し数量

	2025年 6 月	2025年 9 月	2025年10月
定数配置品目	1923	2841	2727
非定数配置品目	27	67	44
合計	1950	2908	2771

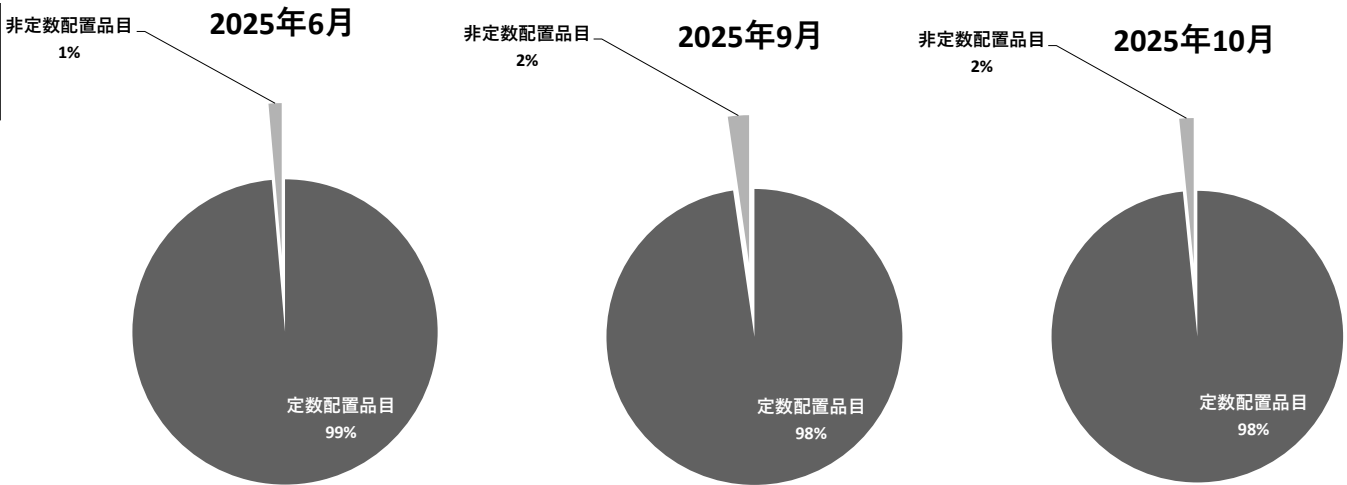


図 2：臨時薬品請求伝票を用いた医薬品の払い出し数量と定数配置品目が占める割合（月別）

結果

請求回数について、月ごとの全部署の総数は2025年 9 月が最多で223回、そのうち部署ごとの比較では最多が38回 / 月、最少が4回 / 月であった（表 1 および

図 1）。同日中の請求回数については、最多の部署が 6 回、最少の部署は 0 回であり、同部署が同品目を同日中に複数回請求している例もみられた。

月ごとの全品目を合わせた払い出し数量は 6 月が 1950、9 月が2908、10月が2771であった（表 2）。

請求内容については、定数配置薬にあたる品目がいずれの月も98%以上と大半を占めていた（図2）。定数配置薬でなく、且つ包括指示で施用されるとは考えにくい請求も一部みられた。臨時薬品請求伝票は手書きの紙伝票で運用されているが、正確な請求内容が読み取りにくいものもみられた。

考察

当院では日々多くの医薬品が臨時薬品請求伝票によって供給されている現状が明らかとなった。しかし、医療安全の観点からその運用には慎重さが求められる。請求内容について、定数配置薬でなく、且つ包括指示で施用されるとは考えにくい品目の請求がみられた。また請求内容自体が読み取りにくい請求伝票がみられたことより、臨時薬品請求伝票による医薬品の払い出し間違いが起こる危険性が示唆された。そのような事態を回避するため、定数配置薬の品目や数量を見直すことや、臨時薬品請求伝票に予め定められた薬品名を印字することなど、医薬品の請求側・供給側双方にとって簡便かつ明瞭な伝票の運用・様式を検討することが課題として挙げられる。

業務効率の観点から、当院では定数配置薬を1日1回定時集計して補充する体制をとっているが、日によっては薬剤が使用されてから補充が完了するまでに24時間以上の間が空くことがある。そのため、定時集計された医薬品が各部署に届くまでに一時的に不足する医薬品を臨時薬品請求伝票で請求する必要性が生じることは予想されるが、請求頻度が高い部署は、定数

配置薬の品目や数量が需要に合っていない可能性があることが示唆された。また、臨時薬品請求伝票の運用において、伝票は同部署内でも不特定多数の看護師が作成することが可能となっている。しかし、請求を行うタイミングや請求品目の選定について明確な判断基準が定められておらず、請求者個人の裁量に委ねられている。このことは、効率性に欠ける請求内容および請求頻度となっている一因であると推察された。そのため、臨時薬品請求伝票の運用について“誰が、いつ、どのような基準で作成するのか”などの詳細を定め、文書化して共有することが必要であると考ええる。

今回の調査にあたり、データの分析作業は紙伝票に記載された内容を手集計することにより進めたが、膨大な時間と労力を要した。適切かつ正確にデータを蓄積し、それらの抽出・分析を簡便にする仕組みを整えることは、得られた結果を現場へ迅速に反映する一助となる。例えば、体制の一部を電子化することには一考の余地があると考えられる。

結論

包括指示をもって定数配置薬を使用する仕組みは日常業務を行う上で有用である。しかしながら、それに関連した医薬品供給体制の運用にあたっては薬剤師からの薬学的知見だけでなく、看護師をはじめとした各部署担当者からの現場の意見を併せ、医療安全および業務効率双方の観点から改善に向けて検討していくことが望ましい。

文献

- 1) 日本医療機能評価機構. 医療事故情報収集等事業 第78回報告書 [internet]. https://www.med-safe.jp/pdf/report_78.pdf [accessed 2026-04-30]
- 2) 日本医療機能評価機構. 医療事故情報収集等事業 第79回報告書 [internet]. https://www.med-safe.jp/pdf/report_79.pdf [accessed 2026-04-30]